

徳島市行財政健全化実施計画2005

平成17年12月

徳 島 市

目 次

行財政健全化実施計画	1
1 基本的な考え方	2
2 財政健全化フレーム	4
3 定員適正化計画	7
4 具体的な取組項目	12
行財政健全化計画の体系	61
1 行財政健全化計画体系表	62
2 行財政健全化の取組概要図	64
資 料	65
1 アウトソーシング推進に関する基本指針	66
2 施設管理に関する基本指針	69

行財政健全化実施計画

1 基本的な考え方

(1) 実施計画策定の趣旨

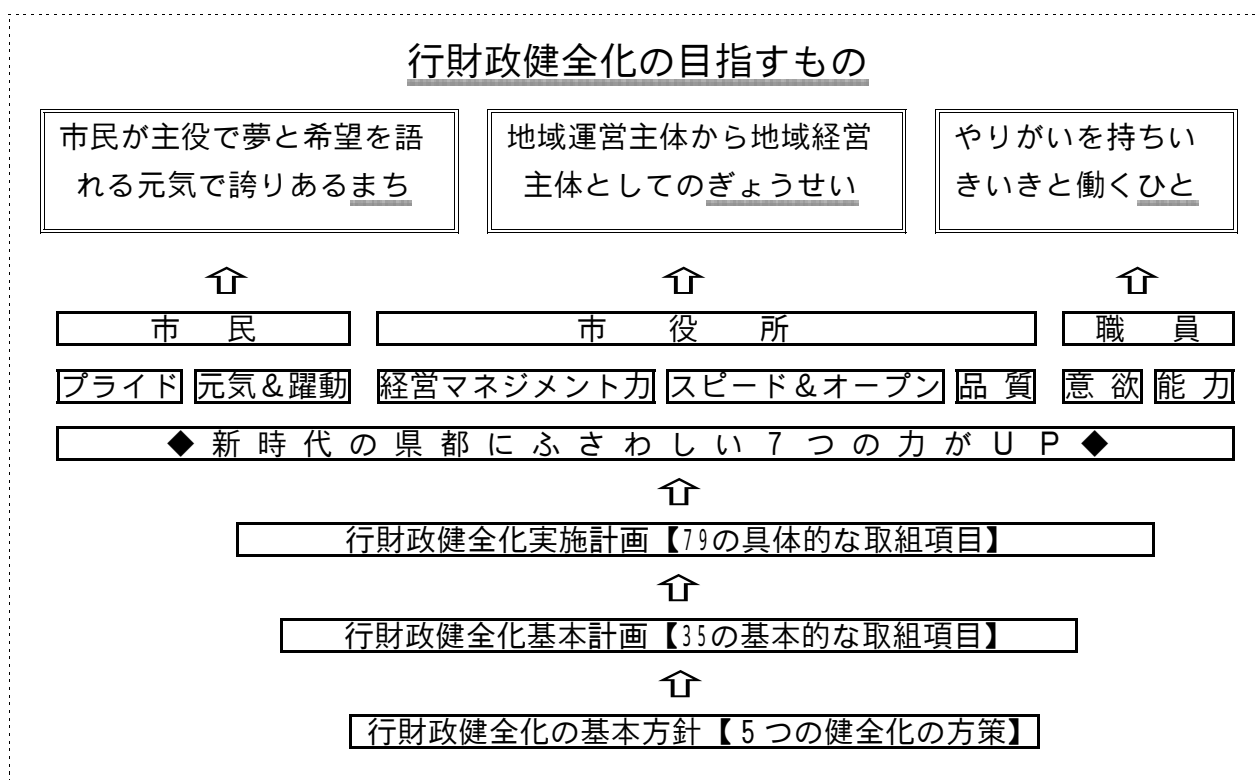
本市は、抜本的な行財政の健全化を断行する決意を表すため、平成17年2月に財政危機宣言を行い、併せて「財政危機宣言のもと、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立する」との本市の行財政健全化の目的及びその実現のための5つの「健全化の方策」を明らかにした「行財政健全化の基本方針」を定めました。

同年9月には、この基本方針に基づき、健全化に向けた35項目の基本的な取組項目を総合的・体系的に示した「行財政健全化基本計画2005」を策定しました。

この基本計画では、基本方針に定めた行財政健全化の目的を、市民・市役所・職員のそれぞれの立場にとって、よりわかりやすく、よりとらえやすい目標として示すため、3つの新しい「まち(市民)」・「ぎょうせい(市役所)」・「ひと(職員)」の創造を行財政健全化の目指すものとして明確化しました。

これら行財政健全化の目指すもの及び基本方針に掲げた行財政健全化の目的の達成に向け、行財政健全化基本計画を計画的・効率的に推進するための具体的な取組項目(79項目)を示した「行財政健全化実施計画2005」を策定しました。

この実施計画に示した健全化への79の取組項目を着実に実施することにより、5つの健全化の方策が具体化され、新時代の県都にふさわしい7つの力がアップし、それが、3つの新しい「まち(市民)」・「ぎょうせい(市役所)」・「ひと(職員)」の創造(=新生とくしま)につながっていくものです。



(2) 実施計画の構成

実施計画は、財政健全化フレーム、定員適正化計画、具体的な取組項目で構成します。

① 財政健全化フレーム

持続可能な財政運営を実現するため、行財政健全化集中取組期間の最終年度（平成21年度）までの財源確保集中対策と財政健全化目標数値の設定を内容とする財政健全化フレームを設定しました。

② 定員適正化計画

行政需要に対応した効果的な職員配置を実現するため、定員適正化の取組みの方向とその方法、定員適正化の目標数値などを設定した定員適正化計画を策定しました。

③ 具体的な取組項目

行財政健全化の目指すもの及び基本方針に掲げた行財政健全化の目的の達成に向け、基本計画に基づき、79項目にわたる具体的な取組項目を定めました。

各取組項目においては、目標、取組プログラム、目標年度・取組スケジュールなどについて具体的に明らかにしました。

また、行財政健全化を計画的に実施するにあたり、目標を市民にわかりやすく示す必要があります。このため、各取組項目において目標数値の設定や客観的な目標を設定しました。

なお、国や県の動き、社会経済情勢の変化などによって計画期間中に新たな健全化の取組が必要になったり、計画内容の変更が生じたりした場合には、取組項目の追加、変更を行います。

2 財政健全化フレーム

(1) 財源確保集中対策（一般会計：一般財源ベース）

平成17年2月の「財政収支試算」における平成17年度から平成21年度までの財源不足額136億円に対して、次の財政健全化の取組みを推進することにより、152億円の財源を確保し、安定的な財政運営を行うために一定額の財政調整基金を積み立てます。

(単位 億円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計
歳入の確保	1	4	4	5	5	33
税収等の確保	1	4	4	5	5	19
適正負担の推進		-	-	-	-	-
財産収入の確保						10
財源の確保						4
歳出の抑制	3	16	20	29	31	99
徹底した内部努力	3	11	15	21	22	72
公共施設の見直し		1	1	1	2	5
特別・企業会計の健全化		2	2	5	5	14
事務事業の見直し		2	2	2	2	8
財政健全化債の活用						20
					計 A	152
					収支試算における財源不足額 B	136
					差 引 (A + B)	16

(2) 財政健全化目標数値の設定

次の財政指標について目標数値を設定し、行財政健全化集中取組期間の最終年度（平成21年度）までに改善します。

財 政 指 標	目 標
① 経常収支比率	92%以下
経常収支比率のうち人件費分	32%以下
② 義務的経費負担比率（一般財源ベース）	55%以下
③ 人件費比率	22%以下
④ 起債制限比率	12%以下

① 経常収支比率

経常収支比率のうち人件費分

行財政健全化集中取組期間のピーク時において98%を超える見込みである経常収支比率は、期間最終年度において92%以下を目標とし、経常経費を抑制します。

また、行財政健全化集中取組期間のピーク時において36%を超える見込みである経常収支比率のうち人件費分は、期間最終年度において32%以下を目標とし、総人件費を抑制します。

◆「経常収支比率」について

市税や地方交付税などの経常的な収入が、人件費、扶助費、公債費などの経常的な支出にどの程度充てられているかを示す比率です。財政構造の弾力性を測定する指標として使われ、この値が高くなるほど、財政構造の弾力性が失われていることとなります。

② 義務的経費負担比率（一般財源ベース）

行財政健全化集中取組期間のピーク時において60%を超える見込みである義務的経費負担比率（一般財源ベース）は、期間最終年度において55%以下を目標とし、義務的経費を抑制します。

◆「義務的経費負担比率」について

市税や地方交付税などの一般財源が、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）にどれだけ充てられているかを示す指標です。

③ 人件費比率

平成16年度決算において25.4%である人件費比率は、期間最終年度において22%以下を目標とし、総人件費を抑制します。

◆「人件費比率」について

歳出総額に占める人件費の比率です。

④ 起債制限比率

行財政健全化集中取組期間のピーク時において12%を超える見込みである起債制限比率は、期間最終年度において12%以下を目標とし、適切な市債発行を行います。

◆「起債制限比率」について

標準的な財政規模に対する公債費の占める割合の過去3カ年の平均値で、市債の発行制限に関する指標です。20%を超えると一部の市債が、30%を超えるとほぼ全ての市債が発行できなくなります。

3 定員適正化計画

(1) 計画策定の趣旨

本市では、効率的な行政運営の確立を目指して、行政需要を踏まえた定員管理を行ってきました。

一方、社会経済情勢の急激な変化などに伴い、本市の財政は危機的な状況に陥っており、その主たる原因の1つとして高水準の義務的経費があげられます。特に他都市と比べ突出している人件費の縮減は避けて通ることのできない課題であり、その要因である職員数の抑制を図ることが急務となっています。

こうした状況を踏まえ、より簡素で効率的な行政運営を目指すため、定員適正化計画を策定し、定員適正化のための取組みを着実に進めていきます。

(2) これまでの取組状況（平成11年度～平成17年度）

平成11年2月に定めた「行政体質の改善」の主な取組みとして、平成10年4月の職員数（3,434人）を、平成17年度までに5%・170人程度削減することを目標として、職員数の抑制を図ってきました。その結果、平成17年4月時点では目標の170人を27人上回る合計197人の削減を行いました。

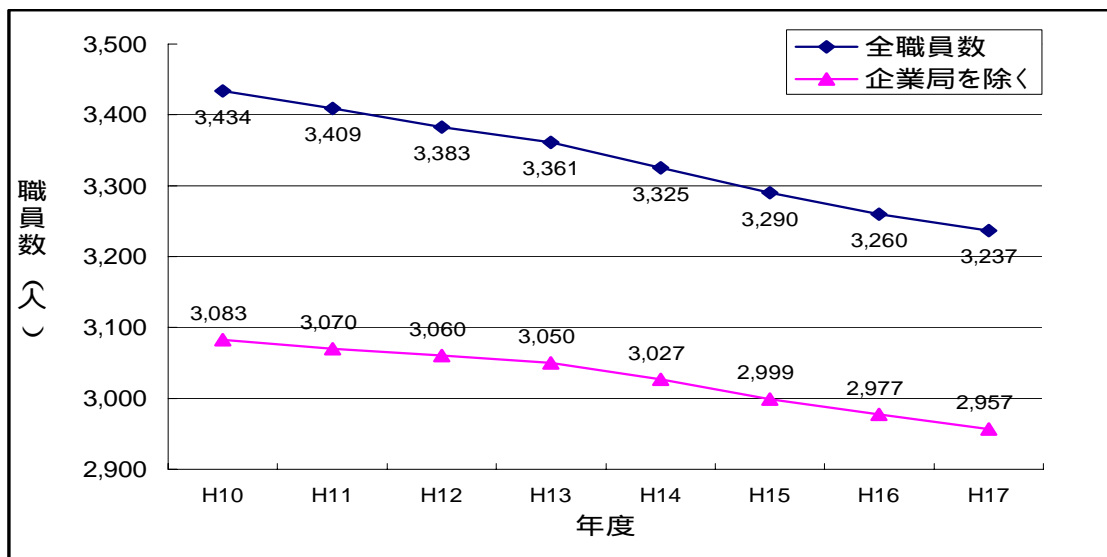
職員数の推移

(単位 人)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
職員数	3,434	3,409	3,383	3,361	3,325	3,290	3,260	3,237
(うち企業局)	(351)	(339)	(323)	(311)	(298)	(291)	(283)	(280)
対前年減員数		25	26	22	36	35	30	23
累計		25	51	73	109	144	174	197

※ 各年度4月1日現在の職員数

※ 企業局とは水道局、交通局のことです。



(3) 部門別職員数の状況

職員数について、類似都市（人口や産業構造が類似している団体）と部門別による比較を行うと、次のような状況です。

平成17年4月1日現在		(単位 人)		
		徳島市 A	類似都市平均 B	比較 C=A-B
住民基本台帳人口 3月31日現在		261,359	308,353	▲ 46,994
一般行政	一般行政（福祉関係以外）	649	885	▲ 236
	福祉関係（民生・衛生）	843	537	306
	小計	1,492	1,422	70
特別行政（教育・消防）		813	691	122
公営企業等	病院	453	93	360
	下水道その他 （国保事業・介護保険事業等）	199	160	39
	小計	652	253	399
合計		2,957	2,366	591

※ 水道局・交通局を除きます。

※ 類似都市：総務省において「人口」「産業構造」を基準として、地方公共団体を類型分類したものです。本市の類似都市は、「福島市」「市原市」ですが、特例市の「山形市」「前橋市」、中核市の「郡山市」「長野市」も同類型であるため類似都市に含めました。

(4) 定員適正化計画の基本的な考え方

① 取組みの方向

ア 「行財政健全化基本計画」に掲げた行政需要に対応した職員配置、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、公共施設の見直し、電子自治体の推進などにより、より少ない職員で良質なサービスを行うことのできる体制を築きます。

イ 新たな行政需要に対しては、職員の応援体制の確保、執務効率の向上などにより、安易に増員しない方向で対応します。

ウ 今後、国や県からの権限移譲や法律改正等による大きな環境変化があり、定員に影響を及ぼす場合は、定員適正化計画を見直します。

② 対象職員・対象部門

定員適正化計画における対象職員は、一般職に属する職員で、条例で定める定数の対象となるものとします。

地方公営企業法の全部適用である水道局・交通局を除いた全ての部門を対象とします。なお、市民病院については平成 18 年度から全部適用に移行する予定ですが、計画の対象部門に含めます。

③ 定員適正化の方法

ア 業務内容を精査するとともに、事務事業や組織機構の見直しを行う中で、効果的・効率的な職員配置に努めます。

イ 「民間にできるものは民間で」の原則により、サービスの維持向上に留意し、行政責任の確保を前提として、外部委託（アウトソーシング）を推進します。

ウ 事務の性格や内容、実施時期等を勘案した上で、多様な勤務形態の活用を行います。

エ 組織上の必要性や全体の人員体制等を考慮しながら、職種の変更や登用などを行います。

④ 進ちよく状況等の公表

市民の理解と協力を得るため、定員適正化計画の進ちよく状況などを、広報紙やインターネット等で公表します。

(5) 定員適正化の目標

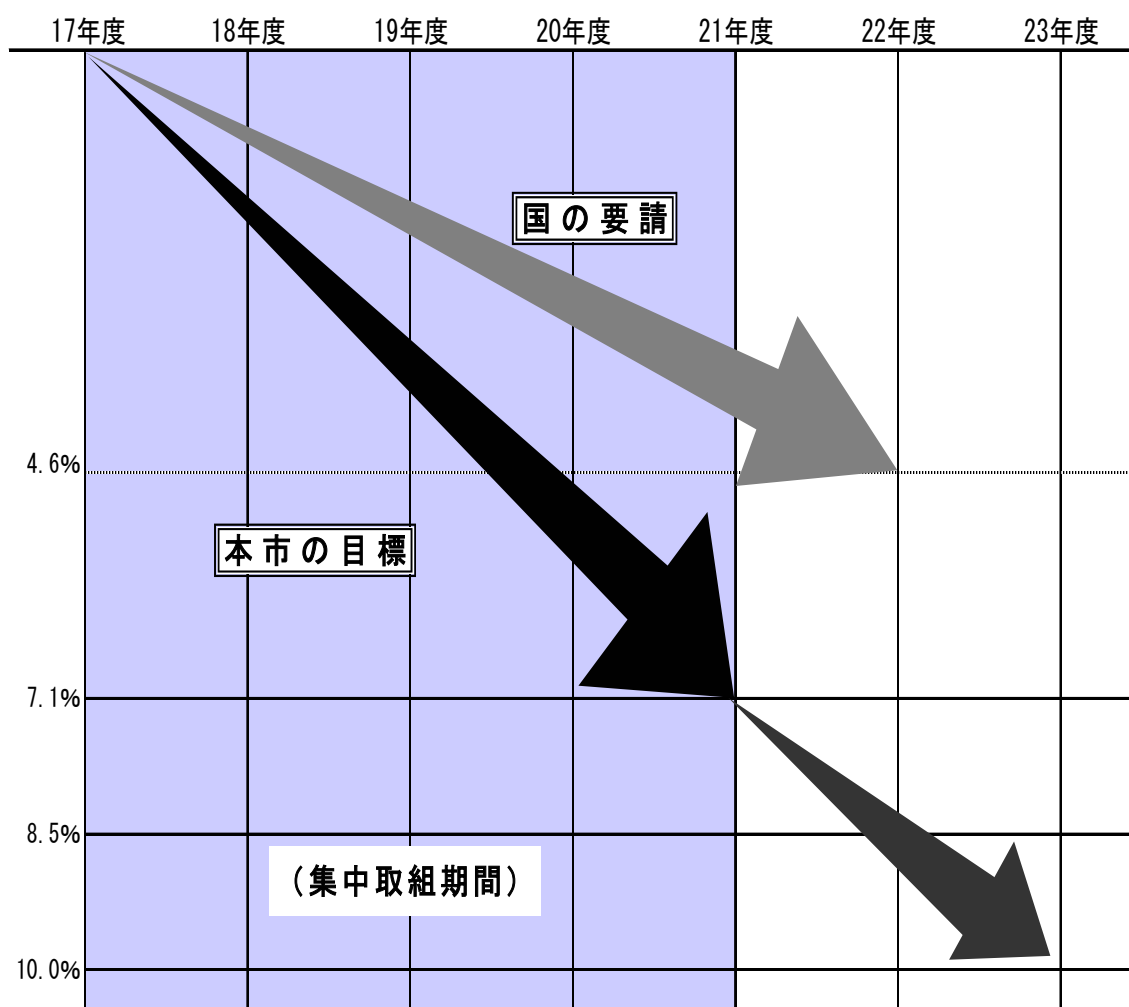
① 定員適正化の目標数値

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について（平成17年3月29日総務事務次官通知）」により、平成17年度の職員数を平成22年度までに4.6%以上削減することが要請されています。

しかし、本市の人件費比率が他都市と比べて高い状況や、職員数が多いことを踏まえ、定員適正化の目標を、「平成17年度職員数2,957人を基準として、平成23年度以降早期に10%（296人）削減する。また、集中取組期間である平成21年度までの4年間で7.1%（210人）の職員数を削減する。」と定めます。

	職員数	削減数	削減率
平成17年度	2,957人	—	—
平成21年度	2,747人	▲210人	7.1%
平成22年度	2,706人	▲251人	8.5%

※ 各年度4月1日現在の職員数



② 年度別・部門別職員数の目標数値

職員の退職状況、類似都市の部門別職員数、本市の特性等を考慮し、年度別・部門別職員数の目標を、次のとおり定めます。

ただし、各部門別の職員数は、組織機構や行政需要の変動などに応じて全体の枠の中で調整します。

(単位 人)

		職 員 数					
		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
一 般 行 政	一般行政（福祉関係以外）	649	641	630	627	626	616
	福祉関係（民生・衛生）	843	837	827	795	770	743
	小 計	1,492	1,478	1,457	1,422	1,396	1,359
特別行政（教育・消防）		813	806	801	779	770	769
公 営 企 業 等	病 院	453	398	407	417	410	410
	下水道その他 （国保事業・介護保険事業等）	199	192	186	177	171	168
	小 計	652	590	593	594	581	578
合 計		2,957	2,874	2,851	2,795	2,747	2,706

※ 各年度4月1日現在の職員数

対前年度削減数	—	▲ 83	▲ 23	▲ 56	▲ 48	▲ 41
累 計	—	▲ 83	▲ 106	▲ 162	▲ 210	▲ 251
対17年度削減率(%)	—	▲ 2.8	▲ 3.6	▲ 5.5	▲ 7.1	▲ 8.5

集中取組期間に影響する退職予定者数	332
平成21年度までの退職予定者数	420

4 具体的な取組項目【79項目】

(1) 取組項目一覧

① 小さな市役所の構築【32項目】	担 当
1 組織の見直し 2 支所機能のあり方の検討 3 執行体制の見直し 4 監査機能の強化 5 定員の適正化の推進 6 職員体制の見直し 7 再任用制度の効果的な運用 8 職員給料・諸手当の見直し 9 旅費の見直し 10 物品調達の見直し 11 長期継続契約の検討 12 公共事業コスト縮減計画の見直し 13 入札方法・契約制度の見直し（電子入札の拡大等） 14 入札監視委員会の設置 15 福利厚生制度の見直し 16 被服貸与の見直し 17 経常的な事務経費の削減 18 情報システム管理・開発方法の見直し 19 公用車の効率的な管理 20 出先機関等における駐車場のあり方の検討 21 外部委託（アウトソーシング）の推進 22 施設管理等の見直し 23 就学前児童対策の検討 24 公立保育所のあり方の検討 25 市営住宅のあり方の検討 26 幼小中学校の見直し（校区を含む） 27 特別会計の健全化 28 特別会計への繰出しの抑制 29 公営企業の経営改善 30 企業会計への繰出しの抑制 31 病院事業の新しい経営形態への移行 32 外郭団体の見直し	総務課 市民協働課 総務課 監査事務局 人事課・事務管理室 関係各課 人事課 人事課 人事課 管財課 管財課 監理課 監理課 監理課 職員厚生課 職員厚生課 財政課 情報推進課 管財課 管財課・関係課 関係各課 関係各課 保育課・学校教育課 保育課 住宅課 学校教育課 関係各課 財政課・関係課 関係各課 財政課・関係課 市民病院 管理課 関係各課

② 効果的な事務事業の推進【10項目】	担 当
33 重要施策に係る総合調整機能の強化 34 市民満足度の把握のシステム化 35 予算編成方法の見直し 36 余裕教室の有効活用 37 事務事業の見直し 38 行政評価システムの見直し 39 家庭ごみの収集・処理のあり方の検討 40 扶助費等の認定・給付の再検証 41 就学援助制度（扶助費）の見直し 42 補助金等の見直し	企画調整課 広報広聴課・人事課 財政課 教育委員会 総務課 財政課・企画調整課 企画調整課 生活環境課 福祉事務所 学校教育課 財政課・関係課

③ 歳入の確保【15項目】	担 当
43 市税の課税客体把握の徹底 44 市税の徴収率の向上 45 国民健康保険料の収納率の向上 46 介護保険料の収納率の向上 47 住宅使用料の徴収率の向上 48 使用料・手数料の見直し 49 行政サービスに対する受益者負担の見直し 50 遊休財産の有効活用 51 未利用財産の計画的な処分 52 未利用財産の計画的な処分（しらさぎ台用地） 53 地域再生計画制度・構造改革特区制度等の活用 54 財源確保の推進 55 広報媒体への民間広告掲載の検討 56 基金の有効活用 57 企業誘致の積極的な推進	市民税課・資産税課 納税課 保険年金課 介護保険課 住宅課 財政課・関係課 財政課・関係課 管財課・関係課 管財課・関係課 教育委員会 総務課 企画調整課 財政課・関係課 広報広聴課 財政課・関係課 商工労政課

④ 行政運営機能の強化【10項目】	担 当
58 職員の意識改革・体質改善 59 人材育成基本方針の策定 60 人事評価制度の確立 61 職員提案制度の活用 62 研修制度の再構築 63 総合窓口の設置 64 窓口サービスの充実 65 情報基盤整備の推進 66 インターネット技術の活用 67 情報セキュリティ対策の充実	人事課 人事課 人事課 人事課 人事課 総務課・関係課 人事課・関係課 情報推進課 情報推進課 情報推進課・各課

⑤ 市民の参画と協働の推進【12項目】	担 当
68 情報公開制度の充実 69 広報活動の充実 70 個人情報保護制度の充実 71 行政手続条例の適正な運用 72 パブリックコメント制度の導入 73 協働の基本指針の推進 74 市民参加の仕組みづくり 75 公園・道路などの公共空間の 里親制度（アドプトプログラム）の導入 76 NPOの育成支援 77 協働事業の浸透 78 コミュニティ活動の活性化 79 職員の地域活動の促進	総務課 広報広聴課 総務課・各課 総務課・各課 企画調整課 市民協働課 企画調整課 公園緑地課 ・道路維持課 市民協働課 市民協働課 市民協働課 市民協働課

取組項目	1 組織の見直し					
体系番号	1-(1)-①	担当	総務部 総務課			
取組内容	○市民ニーズと時代に即応できる組織の編成に取り組む。 ○全庁・各部局における政策立案機能と総合調整機能を強化する。					
目標	○市民サービスの向上を図る。 ○組織の機動性の向上を図る。 ○政策立案機能と総合調整機能の強化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 総合窓口に対応した組織の整備	検討		実施			
2 全庁・各部局における政策立案機能・総合調整機能の強化	検討		実施			
3 時代に即応した組織編成	実施					

取組項目	2 支所機能のあり方の検討					
体系番号	1-(1)-①	担当	市民環境部 市民協働課			
取組内容	○市民ニーズや交通手段の発達、情報化の進展などを踏まえ、出先機関としての支所の役割や機能について検討する。					
目標	○効果的・効率的な組織体制の確立を目指す。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 検討会議の設置	検討	実施				
2 基本方針の策定				実施		
3 基本方針に基づく取組みの実施					実施	

取組項目	3 執行体制の見直し					
体系番号	1-(1)-②	担当	総務部 総務課			
取組内容	○権限の適切な配分の検討を行う。 ○行政課題に即応した執行体制・職制のあり方の検討を行う。					
目標	○意思決定の迅速化と業務の効率化を図る。 ○多様化・複雑化する行政課題への迅速かつ柔軟な対応を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 事務決裁権限の適切な配分		検討	実施			
2 弾力的な執行体制の整備		検討	実施			





取組項目	4 監査機能の強化					
体系番号	1-(1)-②	担当	監査事務局			
取組内容	○行政監査については、監査技術や評価手法の向上を図り、財務監査については重点項目を設定するなど効率化を図る。 ○外部団体監査の監査基準・監査方法等の見直しを行う。					
目標	○効果的・効率的な監査の実施により、監査機能の強化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 行政監査技術等の向上	拡大					
2 効率的な財務監査の実施	拡大					
3 外部団体監査の監査基準の見直し		検討	実施			

取組項目	5 定員の適正化の推進					
体系番号	1-(1)-③	担当	総務部 人事課・事務管理室			
取組内容	○簡素で効率的な行政運営のため、定員適正化計画を策定し、定員の適正化を推進する。					
目標	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を実現する。 ○職員数の10%削減を目指し、総人件費を抑制する。 (行財政健全化集中取組期間においては、職員数の7%以上の削減を目標とする。)					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 定員適正化計画の策定	実施					
2 定員適正化計画に基づく推進		実施				

取組項目	6 職員体制の見直し					
体系番号	1-(1)-③	担当	関係各課			
取組内容	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置となるよう見直しを行う。 ○業務の内容を踏まえ、多様な雇用形態の活用を図る。					
目標	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を実現する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 職員体制の見直し 〔見直しを行う業務は別表のとおり〕	実施					

(別表)

職員体制の見直しを行う業務

No.	業務名	担当	実施内容	実施予定年度				
				H18	H19	H20	H21	H22
(1)	公用車運転・管理業務	管財課	効率的な職員配置の推進		●			
(2)	放置自転車撤去・保管・返還業務	市民生活課	撤去等の作業業務の実施体制の見直し		●			
(3)	ごみ収集業務	東西環境事業所	収集体制(収集車両)の見直し		●			
(4)	ごみ処理業務	〃	ごみ処理体制(班体制)の見直し		●			
(5)	保育業務	保育課	児童数の推移等に伴う職員配置の見直し	●				
(6)	市場業務	中央卸売市場	企業会計健全化を踏まえた職員体制の見直し	●		●		
(7)	下水業務	保全課・建設課 中央浄化センター 北部浄化センター	特別会計健全化を踏まえた職員体制の見直し	●				
(8)	市民病院	病院部	企業会計健全化を踏まえた職員体制の見直し	●				
(9)	幼稚園教諭	学校教育課	園児数の推移等に伴う職員配置の見直し	●				
(10)	学校事務員業務	〃	効率的な職員配置の推進	●				
(11)	学校調理業務	〃	児童生徒数の推移等に伴う職員配置の見直し	●				
(12)	実習助手業務	高等学校	効率的な職員配置の推進		●		●	
(13)	事業の統廃合・新たな行政需要に係るもの	全部局	効果的・効率的な職員配置の推進	●				

取組項目	7 再任用制度の効果的な運用					
体系番号	1-(1)-③	担当	総務部 人事課			
取組内容	○団塊世代の職員に対して再任用就労希望調査を実施し、再任用の希望者数や希望年数の把握等に努め、再任用ポストと制度の見直しを行う。					
目標	○行政需要に対応した効果的・効率的な職員配置を実現する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 再任用就労希望調査の実施		実施				
2 再任用ポスト・制度の見直し		検討	実施			

取組項目	8 職員給料・諸手当の見直し					
体系番号	1-(1)-④	担当	総務部 人事課			
取組内容	○徹底した内部努力の一つとして職員給与の減額を行う。 ○行財政健全化を推進するため、職員給料・諸手当の見直しを行う。					
目標	○職員給料・諸手当の見直しを行い、一層の適正化に取り組む。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 給与の減額及び給料・諸手当の見直し		実施				

取組項目	9 旅費の見直し					
体系番号	1-(1)-④	担当	総務部 人事課			
取組内容	○旅費支給のあり方を再検討し、見直しを行う。					
目標	○旅行実態に見合った旅費支給の適正化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 市内旅費及び県内旅行旅費の見直し		検討	実施			
2 早期割引料金の導入等旅費算定の見直し		検討	実施			

取組項目	10 物品調達の見直し					
体系番号	1-(1)-⑤	担当	財政部 管財課			
取組内容	○発注量の拡大等による物品調達の効率化のため、文具・事務用品については平成17年10月から各課見直しを実施しており、その他の物品についてもさらに検討し、効率化を推進する。					
目標	○物品調達に要する経費の削減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 物品調達の効率化	検討	検討・実施				

取組項目	11 長期継続契約の検討					
体系番号	1-(1)-⑤	担当	財政部 管財課			
取組内容	○長期継続契約に係る契約制度の見直しを行い、契約期間の複数年化のメリットを生かして、競争性を拡大し経費の削減を図る。					
目標	○契約額の低下による経費の削減を図る。 ○事務の効率化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 契約制度の見直し	検討・実施					
2 長期継続契約の締結		実施				

取組項目	12 公共事業コスト削減計画の見直し					
体系番号	1-(1)-⑤	担当	土木部 監理課			
取組内容	○国が平成15年度から施行している公共事業コスト構造改革プログラムの実施内容の検証を平成17年度から行い、新たなコスト削減計画の策定を行う。 ○平成19年度から公共事業コスト構造改革プログラムを実施する。					
目標	○平成19年度からの5カ年計画とし、15%の削減を目標とする。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 新たなコスト削減計画の策定		検討	実施			





取組項目	13 入札方法・契約制度の見直し(電子入札の拡大等)					
体系番号	1-(1)-⑤	担当	土木部 監理課			
取組内容	<p>○一般競争入札は1億円、公募型指定競争入札は1千万円まで、また電子入札の対象を平成17年度に6千万円に、平成18年度に1千万円に、平成19年度に130万円超に順次引き下げる。</p> <p>○入札・契約制度の情報公開について、低入札基準価格を平成17年度に事後公表、登録業者の主観点数及び客観点数、低入札価格調査要領及び結果概要、談合情報マニュアルを平成18年度以降順次公表する。</p> <p>○技術力による競争の推進を図るため、民間の技術力を活用する入札方式(総合評価方式、入札時VE方式、設計施行一括発注方式等)等の導入の検討を平成18年度に行い、平成20年度から実施する。</p>					
目標	<p>○電子入札の対象範囲を拡大するとともに、関連の制度改革を実施することにより、入札及び契約制度の透明性及び公平性の推進を図る。</p> <p>○社会資本を整備する公共工事の品質を確保するため、技術力による競争の推進を図る。</p>					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 電子入札の対象範囲の拡大		検討		実施		
2 入札・契約制度の情報公開の拡大				実施		
3 技術力による競争の推進制度の検討			検討		実施	

取組項目	14 入札監視委員会の設置					
体系番号	1-(1)-⑤	担当	土木部 監理課			
取組内容	○平成12年度施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、第三者の意見を反映する機関として入札監視委員会を設置する。					
目標	○発注工事の入札・契約手続等の公平性の確保と透明性の向上を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 入札監視委員会設置要綱制定、委員の選定及び委嘱	検討					
2 定例会議等の開催・運営				実施		

取組項目	15 福利厚生制度の見直し					
体系番号	1-(1)-⑥	担当	総務部 職員厚生課			
取組内容	○福利厚生事業を他都市の状況等も参考に市民の理解が得られるよう見直しを行う。					
目標	○事業主負担の軽減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 互助会事業の見直し	検討	実施				

取組項目	16 被服貸与の見直し					
体系番号	1-(1)-⑥	担当	総務部 職員厚生課			
取組内容	○職員に貸与している事務服や作業服等、被服貸与の見直しを行う。					
目標	○内部管理経費の縮減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 被服貸与制度の見直し (種類・数量・期間)	検討	実施				

取組項目	17 経常的な事務経費の削減					
体系番号	1-(1)-⑥	担当	財政部 財政課			
取組内容	○予算編成において、経常的な事務経費を削減するとともに、事務執行段階においても経費の節減に努める。					
目標	○内部管理経費を縮減し、効率的に事務を執行する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 シーリング等の設定による予算の抑制と配当の留保	実施 					

取組項目	18 情報システム管理・開発方法の見直し					
体系番号	1-(1)-⑥	担当	総務部 情報推進課			
取組内容	○住民記録システム専用プリンタの見直しを行う。 ○委託契約、保守契約の見直しを行う。 ○業務システム開発手法へのデータ中心アプローチ及び標準規約を適用する。					
目標	○内部管理経費(システム維持管理経費・システム開発経費)の縮減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 住民記録システム専用プリンタの見直し	検討 	実施 				
2 委託契約、保守契約の見直し	実施 					
3 業務システム開発手法にデータ中心アプローチ及び標準規約の適用	実施 					

取組項目	19 公用車の効率的な管理					
体系番号	1-(1)-⑥	担当	財政部 管財課			
取組内容	○公用車の集中管理を推進することにより、利用効率の向上を図る。					
目標	○公用車関連経費の削減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 公用車予約の仕組みの構築		検討	実施			

取組項目	20 出先機関等における駐車場のあり方の検討					
体系番号	1-(1)-⑥	担当	財政部 管財課 ・ 関係課			
取組内容	○出先機関等の職員の駐車施設の状況を調査し、有償の行政財産目的外使用許可としての利用を検討し、平成19年度実施を目標とする。					
目標	○出先機関内の駐車場を有効活用する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 駐車場施設状況の調査分析	実施					
2 有償による行政財産目的外使用許可		検討	実施			

取組項目	21 外部委託(アウトソーシング)の推進					
体系番号	1-(2)-①	担当	関係各課			
取組内容	○アウトソーシング推進に関する基本指針【資料1】に基づき、これまで直営で実施してきた事務・事業全般について総点検を行い、積極的に外部委託(アウトソーシング)を推進する。					
目標	○市民サービスの向上と経費の削減を図る。 ○外部委託(アウトソーシング)を推進する業務 13業務					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 外部委託(アウトソーシング)の推進 〔推進する業務は別表のとおり〕	検討	実施				

(別表)

外部委託(アウトソーシング)を推進する業務

No.	業務名	担当	実施内容	実施予定年度				
				H18	H19	H20	H21	H22
(1)	電話交換業務	管財課	庁内案内業務と併せ外部委託		●			
(2)	火葬業務	住民課	葬斎場の火葬業務の外部委託				●	
(3)	そ族昆虫駆除業務	生活環境課	消毒業務の外部委託					●
(4)	ごみ収集業務	東部環境事業所	粗大ごみ収集業務の外部委託				●	
(5)	焼却灰搬送業務	東西環境事業所	搬送業務の外部委託		●			
(6)	樹木管理業務	動物園	樹木管理業務の外部委託		●			
(7)	街路樹管理業務	公園緑地課	外部委託の拡大					●
(8)	道路維持補修業務	道路維持課	作業業務の外部委託					●
(9)	浄化槽設置推進業務	下水道・保全課	設置確認業務の外部委託	●				
(10)	管渠管理業務	〃	維持管理業務の外部委託				●	
(11)	ポンプ場管理業務	中央浄化センター	ポンプ場の保守・点検・運転業務の外部委託		●			
(12)	汚泥処理業務	中央浄化センター 北部浄化センター	設備の運転操作・保守点検等業務の外部委託		●	●		
(13)	給食業務	市民病院	調理・配膳業務の外部委託	●				

◆ 今後検討を進める業務

No.	業務名	担当	検討の方向性
(1)	学校調理業務	学校教育課	効果的な業務体制の検討

取組項目	22 施設管理等の見直し					
体系番号	1-(3)-①	担当	関係各課			
取組内容	○施設管理に関する基本指針【資料2】に基づき、本市が管理している公共施設について見直しを行う。					
目標	○市民サービスの向上と経費の削減を図る。 ○廃止する施設 4施設 ○管理方法を見直す施設 7施設					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 施設管理の見直し(廃止含む) 【見直しを行う施設は別表のとおり】	検討	実施				

(別表)

管理方法等の見直しを行う施設

1 廃止する施設

No.	施設名	担当	実施内容	実施予定年度				
				H18	H19	H20	H21	H22
(1)	みのり荘	子育て支援課	施設の廃止		●			
(2)	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	施設の廃止			●		
(3)	勤労青少年ホーム	商工労政課	施設の廃止		●			
(4)	園瀬病院	園瀬病院	施設の廃止(市民病院へ統合)				●	

2 管理方法を見直す施設

No.	施設名	担当	実施内容	実施予定年度				
				H18	H19	H20	H21	H22
(1)	文化センター	文化センター	指定管理者制度による施設管理へ移行		●			
(2)	生涯福祉センター	生涯福祉センター	指定管理者制度による施設管理へ移行		●			
(3)	木工会館	商工労政課	指定管理者制度による施設管理へ移行	●				
(4)	阿波おどり会館	観光課	指定管理者制度による施設管理へ移行	●				
(5)	都市公園	公園緑地課	指定管理者制度適用範囲の拡大	●	●			●
(6)	図書館	図書館	指定管理者制度による施設管理へ移行			●		
(7)	考古資料館	社会教育課	指定管理者制度による施設管理へ移行				●	

取組項目	23 就学前児童対策の検討					
体系番号	1-(3)-①	担当	保健福祉部 保育課・教育委員会 学校教育課			
取組内容	○市内各地域における保育所と幼稚園の立地環境、入園・入所状況、改築の予定などを勘察し、公立の幼稚園と保育所の一体的運営を検討する。					
目標	○市民が利用しやすい施設となる。 ○施設の維持管理コストを縮減する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 幼稚園と保育所の一体的運営	検討					実施
・ (仮称)就学前児童対策市民懇談会の設置		実施				
・ 人事交流及び研修活動				実施		
・ 担当部署の一体化					実施	

取組項目	24 公立保育所のあり方の検討					
体系番号	1-(3)-①	担当	保健福祉部 保育課			
取組内容	○公立保育所のあり方について、各地域での保育ニーズとの検証を通じて検討する。なお、検討された公立保育所のあり方の中で、公立保育所の民間移管・休廃止・再編統合についても検討する。					
目標	○市が負担する運営管理経費を軽減する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 公立保育所の民間移管・休廃止・再編統合	検討					実施
・ (仮称)就学前児童対策市民懇談会の設置		実施				
2 保育料基準額の見直し	検討		実施			

取組項目	25 市営住宅のあり方の検討					
体系番号	1-(3)-①	担当	開発部 住宅課			
取組内容	○市営住宅の改築にあたり、特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅等民間賃貸住宅の有効活用を検討し、配置計画・管理戸数の必要数の見直しを行う。 ○国の公営住宅法等の改正、住宅基本法の制定、徳島県住宅マスタープランの改定に合わせて、(仮称)徳島市住宅マスタープランを新たに策定する。					
目標	○住宅に関する施策を効率的に行う。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 住宅マスタープランの策定		検討	実施			
2 住宅マスタープランの実施				実施		

取組項目	26 幼小中学校の見直し(校区を含む)					
体系番号	1-(3)-①	担当	教育委員会 学校教育課			
取組内容	○幼稚園、小・中学校のあり方(校区含む)を検討する。					
目標	○大規模校(園)においては、児童数を分散することにより、教室の増築等を避けることができ、建築費が抑制できる。 ○小規模校(園)においては、教育環境の充実と施設管理の適正化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 大規模校の解消(校区等見直し)		検討	実施			
2 小規模校(園)のあり方検討委員会の設置		検討	実施			
3 小規模校(園)のあり方の基本方針の策定		検討	実施			

取組項目	27 特別会計の健全化					
体系番号	1-(4)-①	担当	関係各課			
取組内容	○各特別会計については、受益者負担の適正化、収納率の向上などによる歳入の確保、事業の見直し等による経費の削減により健全化を推進する。					
目標	○各会計の自立、経営の健全化を推進する。 ○一般会計からの繰出金を抑制する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 内部管理経費の見直し等による健全化の推進 〔各会計の取組内容は別表のとおり〕	検討	実施				
2 各会計の健全化推進による一般会計からの繰出しの抑制	検討	実施				

(別表)

各特別会計における健全化の取組内容

会計名		取組内容
1	国民健康保険事業特別会計	○レセプト点検や各種保健事業の実施により医療費の抑制を図るとともに、滞納整理・滞納処分の強化により収納率向上につなげ、保険料負担の公平と会計の財政運営の健全化を目指す。
	担当 保健福祉部 保険年金課	
2	食肉センター事業特別会計	○平成17年度中に、これまで取り組んできた経営統合再編準備について取りまとめる。 ○平成18年度及び平成19年度において、指定管理者制度の導入等を含む新たな経営形態の検討を行い、具体的な方針を決定する。
	担当 経済部 食肉センター	
3	下水道事業特別会計	○一部業務の外部委託の推進や職員体制の見直しなどによる経費の削減とともに、適正な使用料を確保することにより、効率的で健全な財政運営を目指す。
	担当 土木部 下水道事務所	
4	介護保険事業特別会計	○介護給付費通知や介護給付適正化システムを活用し、介護給付の適正化を図る。 ○地域支援事業(介護予防事業)や新予防給付などの介護予防マネジメントを適切に実施する。 ○給付と負担の均衡を確保した保険料の適正化を推進する。
	担当 保健福祉部 介護保険課	

取組項目	28 特別会計への繰出しの抑制					
体系番号	1-(4)-①	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○各会計における健全化の推進を踏まえ、一般会計からの繰出しを抑制する。					
目標	○一般会計からの繰出金を抑制する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 各会計の健全化推進による一般会計からの繰出しの抑制(再掲)	検討	実施				

取組項目	29 公営企業の経営改善					
体系番号	1-(4)-②	担当	関係各課			
取組内容	○各企業会計については、独立採算制の基本原則に立った経営改善に努め、経営基盤の強化を図り、歳入の確保など経営健全化を推進する。					
目標	○各会計の自立、経営の健全化を推進する。 ○一般会計からの繰出金を抑制する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 経営形態の見直し、内部管理経費の縮減等による経営健全化の推進 [各会計の取組内容は別表のとおり]	検討	実施				
2 各会計の経営健全化推進による一般会計からの繰出しの抑制	検討	実施				

(別表)

各企業会計における健全化の取組内容

会計名		取組内容
1	中央卸売市場事業会計	○職員体制の見直し等による経費の削減を図る。
	担当 経済部 中央卸売市場	
2	市民病院事業会計	○両病院を統合した新病院建設を進め、病院事業管理者のもとに病院経営の健全化に取り組む。 ○新病院が開院する平成19年度からの新たな改善計画を作成する。 (改善計画内容) ・地域医療連携の充実を図り、救急患者の受け入れ体制を整備する。 ・新病院での診療科目の見直しや職員体制の再検討を行う。 ・電子カルテの導入や施設整備等による急性期病院としての診療報酬各種加算を取得する。 ・現行の各種機器の保守点検、警備などの業務委託を見直し、経費節減を図る。 ・全面開業予定の平成21年度に、園瀬病院跡地の売却処分に着手し、不良債務の縮減に努める。
	担当 病院部 市民病院	
3	園瀬病院事業会計	○指定管理者制度の導入により、地下駐車場及び眉山ロープウェイ業務の収益性を高めるとともに、管理経費の削減を図る。
	担当 病院部 園瀬病院	
4	商業観光施設事業会計	○ハイテクランド徳島の方譲価格について、路線価を参考に見直し、企業の進出を促すことで、未分譲地の売却を図る。
	担当 経済部 観光課	
5	土地造成事業会計	○ハイテクランド徳島の方譲価格について、路線価を参考に見直し、企業の進出を促すことで、未分譲地の売却を図る。
	担当 経済部 商工労政課	

取組項目	30 企業会計への繰出しの抑制					
体系番号	1-(4)-②	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○各会計における経営健全化の推進を踏まえ、一般会計からの繰出しを抑制する。					
目標	○一般会計からの繰出金を抑制する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 各会計の経営健全化推進による一般会計からの繰出しの抑制(再掲)	検討	実施				

取組項目	31 病院事業の新しい経営形態への移行					
体系番号	1-(4)-②	担当	市民病院 管理課			
取組内容	○病院事業の経営形態を見直し、平成18年度から地方公営企業法の全部適用へ移行する。					
目標	○経営責任の明確化と自立性の拡大による効果的・効率的な運営体制を確立する。 ○職員の企業意識・経営意識の高揚を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 地方公営企業法の全部適用への移行	検討	実施				
2 条例、管理規程等の整備	検討	実施				
3 事業管理者の設置	検討	実施				

取組項目	32 外郭団体の見直し					
体系番号	1-(4)-③	担当	関係各課			
取組内容	<p>○ 公社などの外郭団体については、指定管理者制度の本格的な実施を踏まえて、運営に対する市の関与を縮減し、団体自らが経営目標を明確にしつつ事業の効率化や運営の適正化・活性化を主体的に行うよう自立促進に取り組む。</p> <p>○ 団体の目的、事業内容、果たしている役割、職員の状況、民間の状況などを点検し、必要性が薄れているものについては、統廃合も含めた見直しに取り組む。</p>					
目標	○ 団体自らが主体的に改革・改善に取り組み、効果的・効率的な運営体制を築くことができるよう、団体の自立を促進する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 外郭団体のあり方	検討					
2 経営体質の改善	実施					

取組項目	33 重要施策に係る総合調整機能の強化					
体系番号	2-(1)-①	担当	総務部 企画調整課			
取組内容	<p>○ 市の重要施策を推進する上で、トップマネジメントの強化を図るため、(仮称)徳島市戦略経営会議を設置する。</p> <p>○ 年度当初において、ソフト・ハード両面における重要懸案事項を抽出し、部局間での調整が必要な事項や課題について全庁的に検討・調整を行い、施策の推進を図る。</p>					
目標	<p>○ 取り組むべき課題を明確化し、重要施策について全庁的な視点から方策が決定され、懸案となっている重要事項を早期に解決する。</p> <p>○ 成果を検証することによって、トップマネジメントが効果的に推進できる。</p>					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 (仮称)徳島市戦略経営会議の設置	検討	実施				

取組項目	34 市民満足度の把握のシステム化					
体系番号	2-(1)-①	担当	総務部 広報広聴課・人事課			
取組内容	○市民が望む行政サービスを的確に把握するため、市政に対する市民の意識や満足度を調査する。 ○市民満足度を把握し、それを活用する全庁的な仕組みづくりに取り組む。					
目標	○市民満足度の調査結果を効果的に政策立案や事務改善に活用する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 市民満足度の把握とそれを活用する全庁的な仕組みづくり		検討	実施			
2 市民意識調査		検討	実施			
3 インターネットによるアンケート調査		検討	実施			




取組項目	35 予算編成方法の見直し					
体系番号	2-(1)-①	担当	財政部 財政課			
取組内容	○組織の見直しを踏まえ、各部署の調整権限を高める方向での予算編成を行う。 ○行政評価システムと連動した、効果的・効率的な予算編成を行う。					
目標	○限られた財源の中で、効果的・効率的に予算を編成する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 効果的・効率的な予算編成体制の構築		検討	実施			
2 行政評価システムと連動した予算編成	検討	実施				

取組項目	36 余裕教室の有効活用					
体系番号	2-(1)-①	担当	教育委員会 総務課			
取組内容	○検討委員会を設置し、学校教育に支障のない範囲で、余裕教室を公共又は公共的な目的のために活用を図る方策を検討する。 ○検討結果を受け、有効活用のための基本方針を策定する。 ○基本方針に基づき、余裕教室の有効活用を図る。					
目標	○学校施設の有効活用を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 検討委員会の設置		実施				
2 基本方針の策定			実施			
3 基本方針に基づく実施				実施		

取組項目	37 事務事業の見直し					
体系番号	2-(2)-①	担当	財政部 財政課 ・ 総務部 企画調整課			
取組内容	○前例踏襲的な執行をなくし、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット方式の観点から事業を立案、実施する。 ○行政評価システム等を活用し、既存の事務事業の整理や類似事業の統合などの見直しを行う。					
目標	○効果的・効率的に事務事業を推進する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 事務事業の整理・統合、簡素・効率化	検討	実施				
2 行政評価システム等を活用した事務事業の見直し	検討	実施				

取組項目	38 行政評価システムの見直し					
体系番号	2-(2)-①	担当	総務部 企画調整課			
取組内容	<p>○より効率的な評価表とするために毎年度見直しを行う。 (平成17年度についてはチェックリストを作成)</p> <p>○行政評価結果と予算との連動を図る。</p> <p>○事業群の上位目的である施策評価について、平成19年度導入に向けての調査研究を行う。 (施策評価:部長級対象)</p>					
目標	<p>○評価表をより有効に活用し、精度の高い評価結果を得る。</p> <p>○評価結果を次年度予算に反映し、予算との整合性を確保する。</p> <p>○施策という大きな視点で事業群・事務事業の相対的な位置づけを明確化する。</p>					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 評価表の見直し	検討	実施(毎年度見直し)				
2 予算との連動	検討	実施				
3 施策評価の導入	検討	検討	実施(試行)		拡大(本格導入)	

取組項目	39 家庭ごみの収集・処理のあり方の検討					
体系番号	2-(2)-①	担当	市民環境部 生活環境課			
取組内容	<p>○今後のごみ処理のあり方を検討するとともに、新たなごみ減量化策について取り組む。</p> <p>○ごみ減量化策の一つとして、家庭ごみの有料化についても検討を進める。</p>					
目標	○一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革を進める。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 新たな減量化策の実施		検討	実施			
2 家庭ごみの有料化			検討			

取組項目	40 扶助費等の認定・給付の再検証					
体系番号	2-(2)-①	担当	保健福祉部 福祉事務所			
取組内容	○適正な認定給付のため、調査の徹底、点検の強化に努める。 ○国の制度改正等に対して、適正かつ迅速な対応ができるようにする。					
目標	○扶助費等の適正な認定給付を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 職員による調査の徹底	拡大 					
2 専門職員等による医療費等の点検強化	拡大 					
3 研修による職員の資質の向上	拡大 					



取組項目	41 就学援助制度(扶助費)の見直し					
体系番号	2-(2)-①	担当	教育委員会 学校教育課			
取組内容	○修学旅行の国単価への引下げ及び認定方法の見直しを行う。					
目標	○扶助費の削減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 扶助費の見直し	検討 	実施 				

取組項目	42 補助金等の見直し					
体系番号	2-(3)-①	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○各種団体の自主性や独自性を担保しながら、運営状況や官民の役割分担の見直しを踏まえ、補助金の適正な執行に努めるとともに、当初の補助目的の達成度や必要性、効果を精査し、補助年限を設定するなど整理・合理化を進める。					
目標	○補助金等の適正化を図り、補助金等を抑制する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 運営費補助等の見直し	検討	実施				

取組項目	43 市税の課税客体把握の徹底					
体系番号	3-(1)-①	担当	財政部 市民税課・資産税課			
取組内容	個人・法人 市民税	○三位一体改革に伴う税源移譲等により、住民税の重要性が高まることから、扶養否認・未申告法人等各種税務調査、国・県などの関係部署との連携強化、現地調査の拡充など、課税客体の把握を徹底する。				
	固定資産税	○家屋・土地 地理情報システムを活用しながら、未登記家屋調査・現況地目調査、住宅用地調査を実施する。 ○償却資産 職員の課税技術の向上、未申告事業所の調査を実施する。				
目標	○課税の適正化と公平性を確保する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 各種税務調査の強化	拡大					
2 国・県などの関係部署との連携強化	拡大					
3 研修等による職員の課税技術の向上	拡大					

取組項目	44 市税の徴収率の向上					
体系番号	3-(1)-②	担当	財政部 納税課			
取組内容	○現年度徴収の強化を図る。 ○滞納繰越分の滞納処分の強化(分納管理の徹底、差押財産の拡大とインターネット公売の実施、「徳島滞納整理機構[仮称]」への参加)を図る。 ○収納サービスの充実を図る。 ○収納対策連絡会議の活用を図る。 ○納税意識の普及・啓発を推進する。 ○専門研修の実施による徴収職員の資質の向上を図る。					
目標	○納税者の利便性の向上を図る。 ○市税の徴収率90.9%(平成16年度)を、92.0%(平成18年度以降)にする。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 現年度徴収の強化	拡大					
2 滞納繰越分の滞納処分の強化	検討	拡大				
3 休日・夜間窓口の設置、口座振替の推進など収納サービスの充実	検討	拡大				
4 収納対策連絡会議の活用	実施					
5 納税意識の普及・啓発の推進及び専門研修の実施による徴収職員の資質の向上	拡大					

取組項目	45 国民健康保険料の収納率の向上					
体系番号	3-(1)-②	担当	保健福祉部 保険年金課			
取組内容	○短期被保険者証の発行など納付相談業務を充実させる。 ○預貯金の差押えなど滞納処分の強化を図る。 ○収納体制の強化を図る。					
目標	○国民健康保険料の一般現年収納率87.75%(平成16年度)を、89.0%以上(平成18年度以降)にする。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 滞納処分の強化、納付相談の充実	実施					
2 収納体制の強化	検討	実施				

取組項目	46 介護保険料の収納率の向上					
体系番号	3-(1)-②	担当	保健福祉部 介護保険課			
取組内容	○督促、催告、訪問徴収など滞納整理の強化を図る。 ○口座振替制度の勧奨、普通徴収の納付回数を増やすなど収納サービスの向上を図る。 ○制度改革による特別徴収の徴収方法の見直しを行う。					
目標	○介護保険料の収納率97.6%(平成16年度)を、平成21年度までに97.8%にする。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 滞納整理の強化・収納サービスの向上	実施 					
2 特別徴収の徴収方法の見直し	検討 	実施 				

取組項目	47 住宅使用料の徴収率の向上					
体系番号	3-(1)-②	担当	開発部 住宅課			
取組内容	○訪問徴収の強化を行う。 ○法的措置の強化(明渡し訴訟の拡大、支払い督促の実施、少額訴訟の実施)を行う。					
目標	○住宅使用料の現年度徴収率84.0%(平成16年度)を、平成21年度までに90.0%以上にする。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 訪問徴収・法的措置の強化	検討 	実施 				

取組項目	48 使用料・手数料の見直し					
体系番号	3-(2)-①	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○財源確保を目的とするのではなく、行政サービスの提供を行う行政においても施設運営や事務の簡素・効率化を前提として、行政サービスに対する受益者負担の適正化を図る。 ○他団体や民間の類似施設の状況、本市の改定状況・負担水準などを勘察し、必要に応じて見直しを行う。					
目標	○負担の適正化・公平性の確保を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 負担の適正化・公平性の確保	検討・実施 					
2 市民への周知・広報	実施 					


取組項目	49 行政サービスに対する受益者負担の見直し					
体系番号	3-(2)-②	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○行政サービスの受益者而非受益者との公平性の観点から、制度や施設の状況を踏まえ、他団体の動向や市民への影響を十分把握した上で、行政サービスに対する受益者負担の見直しに取り組む。					
目標	○行政サービスに対する受益者負担の適正化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 受益者負担の適正化の推進	検討・実施 					

取組項目	50 遊休財産の有効活用					
体系番号	3-(3)-①	担当	財政部 管財課・関係課			
取組内容	○一定期間使用する予定がない財産や、十分活用されていない財産については、他の目的による利用や貸付け等を検討し、市全体としての財産の有効活用に取り組む。					
目標	○市有財産の有効活用を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 財産管理の仕組みの構築	検討	実施				
2 遊休財産の有効活用		実施				

取組項目	51 未利用財産の計画的な処分					
体系番号	3-(3)-②	担当	財政部 管財課・関係課			
取組内容	○行政目的をなくした財産、将来にわたり活用の見込みがない財産について、計画的な財産管理のもとで、積極的な情報提供を行いながら、公売などによる売却処分を行う。					
目標	○未利用財産の売却処分による歳入の確保を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 財産管理の仕組みの構築	検討	実施				
2 未利用財産の売却		実施				

取組項目	52 未利用財産の計画的な処分(しらさぎ台用地)					
体系番号	3-(3)-②	担当	教育委員会 総務課			
取組内容	○検討委員会を設置(地元との協議を含む)し、方向性を決定する。 ○検討結果を踏まえ、土地の有効活用に着手する。					
目標	○未利用財産の有効活用を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 検討委員会の設置		検討				
2 検討結果を踏まえ着手				実施		

取組項目	53 地域再生計画制度・構造改革特区制度等の活用					
体系番号	3-(4)-①	担当	総務部 企画調整課			
取組内容	○国の動向、新たな制度の創設やメニュー追加等を調査し、各主管課へ情報提供を行う。 ○研究会実施に向け研究テーマの選定、手法等を検討し、提案・認定申請に向け関連部局での研究会を設置する。 ○研究会で導入可能な地域再生計画・構造改革特区制度の事例を検討し、提案・認定申請を行う。 ○認定された地域再生計画・構造改革特区計画に位置付ける事業を推進する。					
目標	○「地域再生基盤強化交付金制度」を利用した地域再生計画を実施することで、長期的な財源の確保が可能となり、安定した事業の推進を図る。 ○構造改革特区制度を活用することにより、民間活力の導入を推進する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 制度等の情報提供手法の確立(庁内、庁外)	検討	実施				
2 研究会の設置	検討	実施				
3 地域再生計画・構造改革特区計画の提案及び認定申請	検討	実施				
4 計画に記載する事業の実施	検討	実施				

取組項目	54 財源確保の推進					
体系番号	3-(4)-①	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○国の交付金等の積極的な活用を図る。 ○財政健全化債の活用により、負担の平準化を図る。 ○市民参加型ミニ市場公募債の導入を検討する。					
目標	○財源の確保を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 国の交付金等の特定財源の活用	実施 					
2 財政健全化債の活用	検討・実施 					
3 市民参加型ミニ市場公募債の発行目的や対象事業の選定、資金調達の一手法として適宜活用	検討・実施 					

取組項目	55 広報媒体への民間広告掲載の検討					
体系番号	3-(4)-①	担当	総務部 広報広聴課			
取組内容	○本市の広報媒体(ホームページ・広報紙)に民間広告を掲載する。					
目標	○新たな財源の確保を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 ホームページ等への民間広告の掲載	検討 	実施 				

取組項目	56 基金の有効活用					
体系番号	3-(4)-①	担当	財政部 財政課・関係課			
取組内容	○近年の金利状況を踏まえ関係事業の実施に活用する。 【事業充当】交通遺児就学激励基金、水と緑の基金、アレックス身体障害者スポーツ振興基金等 市民福祉基金(充当拡大)					
目標	○基金の有効活用を図る。 ○基金活用による一般財源負担の軽減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 基金取り崩し活用、事業充当	検討	実施				

取組項目	57 企業誘致の積極的な推進					
体系番号	3-(4)-①	担当	経済部 商工労政課			
取組内容	○ハイテクランド徳島については分譲価格及び賃貸借料の引下げを行い立地を促す。 ○通信コストの低下等で地方立地の関心が高いコールセンター等を積極的に誘致する。 ○県・商工会議所等と連携し、企業誘致推進プランの策定及び推進活動のための推進体制づくりに取り組む。					
目標	○ハイテクランド徳島については、未分譲地の売却益及び賃貸借料の増加を目指す。 ○地元雇用を促進する。 ○本市だけでなく関係団体と連携することで、企業進出が期待できる。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 分譲価格の見直し	検討	実施				
2 コールセンターの誘致推進	実施					
3 企業誘致の推進体制の整備 (プラン策定・研究を含む)	実施					
4 企業誘致推進プランの実施			実施			

取組項目	58 職員の意識改革・体質改善					
体系番号	4-(1)-①	担当	総務部 人事課			
取組内容	○すべての職員を対象とし、意識改革を推進する研修を実施するとともに、職場風土の改善を図る。 ○明るく親しみやすい市役所にするため、あいさつ一声運動や職場改善運動を推進する。					
目標	○職員に責任感、意欲及び経営感覚を持たせ、市民サービスの向上と職場の活性化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 意識改革講座の実施	実施					
2 職場風土改革講座の実施		検討	実施			
3 職場改善運動の推進		検討	実施			

取組項目	59 人材育成基本方針の策定					
体系番号	4-(1)-②	担当	総務部 人事課			
取組内容	○本市が求める職員像を明確にし、職場・人事管理・研修の連携など人材育成に関する基本方針の策定を行う。					
目標	○本市にふさわしい人材育成基本方針を策定することにより、職員の意欲と能力を最大限引き出し職員一人ひとりの資質向上と意識改革を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 策定委員会の設置		検討	実施			
2 職員アンケートの実施		検討	実施			
3 人材育成基本方針の策定			実施			
4 人材育成基本方針に基づく人材育成の推進		検討	実施			

取組項目	60 人事評価制度の確立					
体系番号	4-(1)-②	担当	総務部 人事課			
取組内容	○組織目標及び個人目標を設定し、実績に基づく評価を行い、昇任や給与に反映させる。 (国家公務員の動向や地方公務員法等の改正を見据えながら、本市でも機を逸しないように対応する。)					
目標	○職員の意欲と能力を高め、仕事に対する意識の向上を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 管理職(課長級及び課長補佐級)を対象とした実績評価・能力評価の試行			検討		実施	
2 管理職対象の試行に向けた評価者研修・評価者と職員の面談・職員相談体制の構築			検討		実施	

取組項目	61 職員提案制度の活用					
体系番号	4-(1)-②	担当	総務部 人事課			
取組内容	○職員の自由な発想や斬新なアイデアを広く求め、優秀な提案を政策立案や事務改善に活用する。					
目標	○職員のやる気や自己啓発意欲を育てる職場風土の醸成を図る。 ○優れた人材の発掘・確保を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 職員提案制度の実施		検討	実施			

取組項目	62 研修制度の再構築					
体系番号	4-(1)-②	担当	総務部 人事課			
取組内容	○人材育成基本方針を踏まえた研修制度の再構築に取り組む。 ○職場内研修の推進と研修成果の確認ができるような職場体制づくりに取り組む。					
目標	○政策形成能力や経営管理能力、環境への適応能力を備えた人材を育成する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 研修アドバイザーの導入	検討	実施				
2 研修制度の再構築		検討	実施			
3 部局ごとの職員研修委員会設置等による職場内研修の活性化			検討	実施(試行)		

取組項目	63 総合窓口の設置					
体系番号	4-(2)-①	担当	総務部 総務課 ・ 関係課			
取組内容	○各種申請・届出などの窓口業務の一元化(ワンストップサービス)を図るため、総合窓口の設置に取り組む。					
目標	○市民サービスの向上を図る。 ○窓口事務手続きの簡素化・効率化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 (仮称)総合窓口検討委員会の設置	検討	実施				
2 総合窓口の設置		検討			実施	

取組項目	64 窓口サービスの充実					
体系番号	4-(2)-②	担当	総務部 人事課・関係課			
取組内容	○一部の窓口において窓口開設時間の延長を試行する。					
目標	○従来から行ってきた方法、時間帯以外の方法で市民窓口サービスを行うことにより、市民の利便性の向上を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 一部窓口におけるサービス時間等の柔軟な対応			検討	実施(試行)		

取組項目	65 情報基盤整備の推進					
体系番号	4-(3)-①	担当	総務部 情報推進課			
取組内容	○総合窓口設置のためのシステム整備を推進する。 ○電子自治体の根幹となる共通基盤の整備を推進する。 ○システム整備に合わせたOA機器・ネットワークの拡大を推進する。					
目標	○窓口サービスにおける市民の利便性の向上を図る。 ○事務処理の効率化と適正化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 総合窓口対応システムの整備	検討	実施	本番運用			
2 共通基盤の整備	検討	実施	本番運用			
3 OA機器整備・ネットワークの整備	実施(システム整備に合わせて拡大)					

取組項目	66 インターネット技術の活用					
体系番号	4-(3)-②	担当	総務部 情報推進課			
取組内容	○インターネットを利用した電子申請・申告・届出システムの整備を推進する。 ○市政情報を提供する手段としてホームページの充実を図るとともに、広報手段としてインターネットの活用を図る。					
目標	○申請・申告・届出等の行政手続の利便性の向上を図る。 ○市民との情報の共有を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 電子申請・申告・届出システムの整備	実施	拡大				
2 双方向性を含めたホームページの充実	実施					

取組項目	67 情報セキュリティ対策の充実					
体系番号	4-(3)-③	担当	総務部 情報推進課 ・ 各課			
取組内容	○仕組み面、技術面、意識面から、情報セキュリティ対策の充実を図る。					
目標	○情報管理の適正化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 セキュリティポリシー及び管理体制の整備	実施					
2 アクセスログ管理の強化	検討	拡大				
3 システム及び情報への職務権限管理の充実	検討				実施	
4 情報保護・セキュリティ対策の研修	拡大					

取組項目	68 情報公開制度の充実					
体系番号	5-(1)-①	担当	総務部 総務課			
取組内容	○情報公開制度と個人情報保護条例との整合性を確保しながら、時代に即応した制度見直しを行い、情報公開制度を適正に運用する。					
目標	○情報の透明性と個人情報の保護といった相反する市民ニーズの中で、積極的に情報提供を行う。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 公文書公開制度の見直し		検討	実施			
2 情報公開制度の適正な運用	実施					

取組項目	69 広報活動の充実					
体系番号	5-(1)-①	担当	総務部 広報広聴課			
取組内容	○多岐にわたる広報媒体の見直しを行い、広報紙、ホームページへの集中化を図る。 ○市民の視点から、これまでに以上にわかりやすく、親しみやすい広報紙・ホームページへ充実を図る。					
目標	○媒体を集中し、情報量を増加することで、市民の市政情報への接触度が向上する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 広報とくしまの充実	検討	実施				
2 ホームページの有効活用	検討	実施				

取組項目	70 個人情報保護制度の充実					
体系番号	5-(1)-①	担当	総務部 総務課 ・ 各課			
取組内容	○個人情報保護条例と情報公開制度との整合性を確保しながら、個人情報保護条例の適正な運用を行う。					
目標	○個人情報の適正管理を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 個人情報保護制度の周知・徹底	実施 					
2 個人情報保護条例の適正な運用	実施 					

取組項目	71 行政手続条例の適正な運用					
体系番号	5-(1)-②	担当	総務部 総務課 ・ 各課			
取組内容	○行政手続条例に基づき、行政指導などの行政手続について、適正な運用を行う。					
目標	○行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 行政手続条例の適正な運用	実施 					

取組項目	72 パブリックコメント制度の導入					
体系番号	5-(1)-②	担当	総務部 企画調整課			
取組内容	○制度を適用する案件の基準や実施方法等について十分に検討を行い、パブリックコメント制度の要綱を制定し、周知した後に実施する。					
目標	○市の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図るとともに、より市民ニーズに合った行政運営を行うことができる。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 パブリックコメント制度の要綱の制定	実施					
2 パブリックコメント制度の周知		実施				
3 パブリックコメント制度の施行			実施			


取組項目	73 協働の基本指針の推進					
体系番号	5-(2)-①	担当	市民環境部 市民協働課			
取組内容	○市民と行政の協働エリアを拡大し、パートナーシップを確立するため、「市民・NPOとの協働を進めるために ー協働の基本指針ー」に基づき、各種協働施策を推進する。					
目標	○市民と行政が対等のパートナーとして、共通する社会的目的の実現に向けて協働によるまちづくりを進める。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 協働の基本指針の推進	実施	拡大				
2 市民活力開発センターの設置・運営	実施					
3 協働推進委員会の設置	実施					
4 協働事業提案制度の制定	検討	実施				
5 協働に関する研修の実施	実施					

取組項目	74 市民参加の仕組みづくり					
体系番号	5-(2)-②	担当	総務部 企画調整課			
取組内容	○市民ニーズを反映した事業の展開が必要なため、市民会議の開催など、市民参加を図りながら制度を制定し、市民への周知を十分図った上で、実施する。					
目標	○市民参加を制度的に確立していくことにより、市民の声を直接市政へ反映させるとともに、より一層の行政の透明性の確保、説明責任の向上、行政と市民のパートナーシップの構築など参加と協働を基本とした市民による市民のための市政を推進する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 庁内研究会の設置	検討	実施				
2 市民会議(学識経験者、公募市民等)の設置等		検討	実施			
3 市民参加制度の制定			実施			
4 市民参加制度の周知			実施			
5 市民参加制度の施行				実施		

取組項目	75 公園・道路などの公共空間の里親制度(アダプトプログラム)の導入					
体系番号	5-(2)-②	担当	開発部 公園緑地課・土木部 道路維持課			
取組内容	公園	○市民との協働、コスト縮減という観点から、市民、企業に協力してもらえよう、公園の維持管理に関する内容を検討し、公園里親制度の導入に向けて取り組む。				
	道路	○市が管理する道路の清掃活動をするボランティア団体を募集・認定し、清掃道具等の提供や保険への加入等の支援を行う。				
目標	○市民との協働によるまちづくりを推進する。 ○公園や道路に対する愛着心やモラルの向上を図る。 ○公園・道路の維持管理費のコスト縮減を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
公園	1 公園里親制度の導入	検討				
	2 公園里親制度の実施・運営		実施			
道路	1 道路里親制度の導入	検討				
	2 道路里親制度の実施・運営		実施			

取組項目	76 NPOの育成支援					
体系番号	5-(2)-③	担当	市民環境部 市民協働課			
取組内容	○協働のパートナーであるNPO・ボランティア団体等の活動力や組織力などの向上を図り、協働によるまちづくりを進めるため、NPO等の育成支援に取り組む。					
目標	○責任ある市民活動の担い手・市民活動のリーダーとしてNPOやボランティア団体等の育成支援を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 市民活力開発センターを拠点としたNPO・ボランティア団体等の活動の支援	実施					
2 協働事業提案制度の制定(再掲)	検討	実施				

取組項目	77 協働事業の浸透					
体系番号	5-(2)-④	担当	市民環境部 市民協働課			
取組内容	○行政とNPO等が協働で各種施策を進めていくために必要な環境整備に取り組む。					
目標	○NPO等との協働に対する職員の意識改革を進め、協働事業の浸透を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 協働推進委員会の設置(再掲)	実施					
2 協働に関する研修の実施(再掲)	実施					
3 協働ガイドラインの作成	検討	実施				
4 協働事業提案制度の制定(再掲)	検討	実施				
5 各課への協働推進員の配置		検討	実施			

取組項目	78 コミュニティ活動の活性化					
体系番号	5-(2)-⑤	担当	市民環境部 市民協働課			
取組内容	○市民の自治意識の高揚を図り、地域の特性を生かしたコミュニティづくりを進めるため、コミュニティ活動の促進・活性化に取り組む。					
目標	○地域における自主的な活動の活発化、コミュニティ活動の活性化を図る。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 コミュニティ活動の促進・活性化	実施 					
2 コミュニティづくりを支える指導者の養成	実施 					

取組項目	79 職員の地域活動の促進					
体系番号	5-(2)-⑤	担当	市民環境部 市民協働課			
取組内容	○職員の地域活動への参加に対する環境づくりに取り組む。					
目標	○NPO活動を体験する機会を設定し、その活動の目的や市民の公益意識を直に学ぶことで職員の意識改革に寄与する。 ○市民と行政の一体感が形成され、市民参加あるいは行政側から参加する地域総ぐるみのまちづくりの機運の醸成に寄与する。					
取組プログラム	目標年度・取組スケジュール					
	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度以降
1 NPO活動体験研修の実施	検討 	実施 				
2 NPOと職員の意見交換会の継続的開催	検討 	実施 				

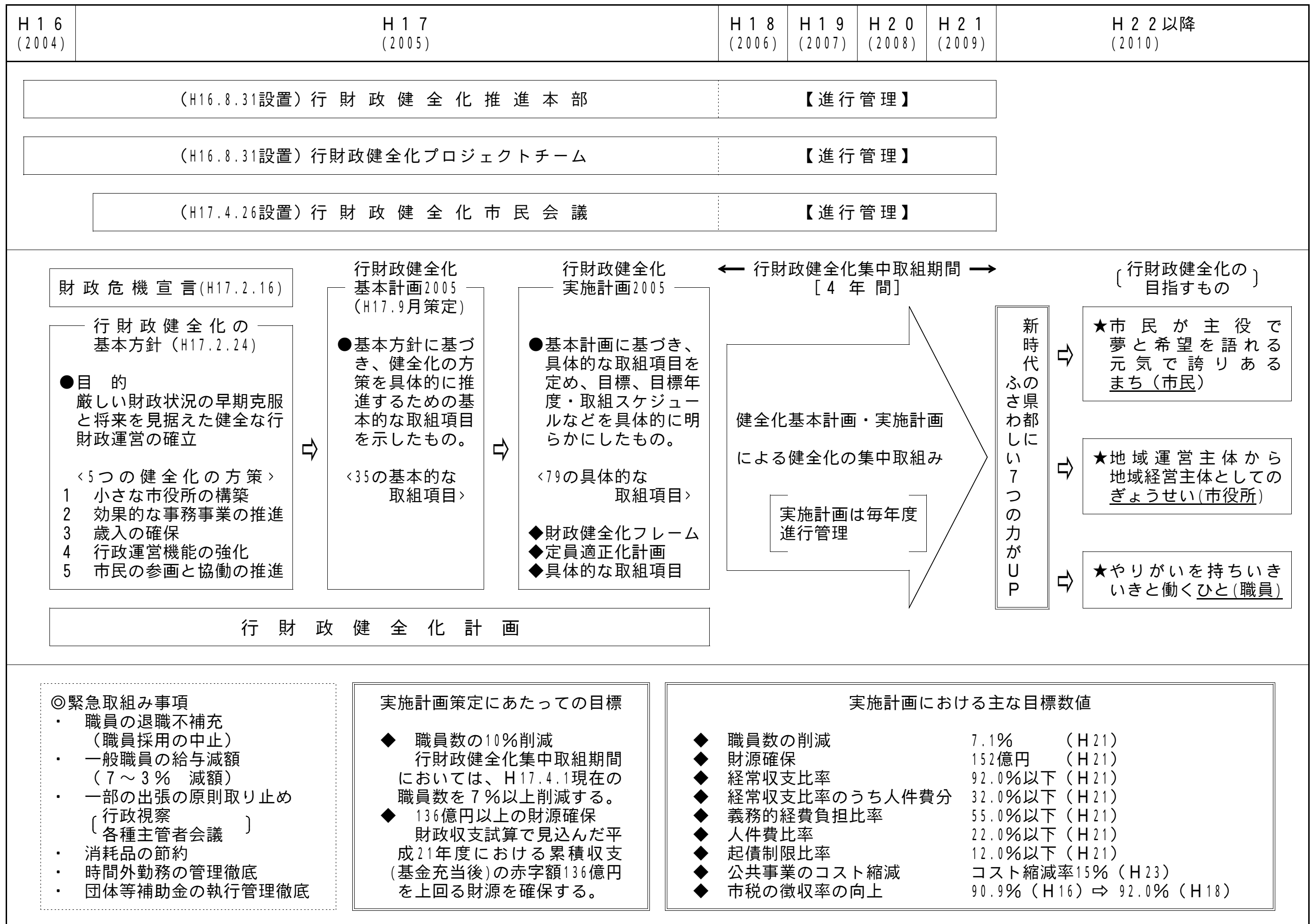
行財政健全化計画の体系

1 行財政健全化計画体系表

行財政健全化指すもの	行 財 政 健 全 化 計 画				
	基本方針	基本計画	実施計画		
	目的	<健全化の方策>	<基本的な取組項目>		
まち（市民）・ぎょうせい（市役所）・ひと（職員）	財政危機宣言のもと、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立する	1 小さな市役所の構築	① 効率的・機動的な組織の再編	1 組織の見直し 2 支所機能のあり方の検討	
			② 執行体制の見直し	3 執行体制の見直し 4 監査機能の強化	
			③ 行政需要に対応した職員配置	5 定員の適正化の推進 6 職員体制の見直し 7 再任用制度の効果的な運用	
			④ 給与の適正化	8 職員給料・諸手当の見直し 9 旅費の見直し	
			(1) 徹底した内部努力（総人件費の抑制）	⑤ 公共調達・公共工事の効率化	10 物品調達の見直し
					11 長期継続契約の検討
					12 公共事業コスト削減計画の見直し
					13 入札方法・契約制度の見直し（電子入札の拡大等）
			⑥ 福利厚生事業等の見直し及び内部管理経費の縮減	14 入札監視委員会の設置	
				15 福利厚生制度の見直し	
				16 被服貸与の見直し	
				17 経常的な事務経費の削減	
		18 情報システム管理・開発方法の見直し			
		19 公用車の効率的な管理			
		20 出先機関等における駐車場のあり方の検討			
		21 外部委託（アウトソーシング）の推進			
		(2) 民間活力の積極的な導入	① 民間活力の積極的な導入	22 施設管理等の見直し	
				23 就学前児童対策の検討	
				24 公立保育所のあり方の検討	
				25 市営住宅のあり方の検討	
				26 幼小中学校の見直し（校区を含む）	
				27 特別会計の健全化	
		(3) 公共施設の見直し	① 公共施設の見直し	28 特別会計への繰出しの抑制	
				29 公営企業の経営改善	
30 企業会計への繰出しの抑制					
31 病院事業の新しい経営形態への移行					
32 外郭団体の見直し					
(4) 特別会計の健全化及び公営企業、外郭団体の経営改善	② 公営企業の経営改善 ③ 外郭団体の改革			33 重要施策に係る総合調整機能の強化	
		34 市民満足度の把握のシステム化			
		35 予算編成方法の見直し			
		36 余裕教室の有効活用			
		2 効果的な事務事業の推進	(1) 施策の適正選択	① 施策の適正選択	37 事務事業の見直し
					38 行政評価システムの見直し
39 家庭ごみの収集・処理のあり方の検討					
(2) 事務事業の見直し	① 事務事業の見直し	40 扶助費等の認定・給付の再検証			
		41 就学援助制度（扶助費）の見直し			
		42 補助金等の見直し			
(3) 補助金等の整理・合理化	① 補助金等の整理・合理化				

行財政健全化指すもの	行 財 政 健 全 化 計 画				
	基 本 方 針		基 本 計 画	実 施 計 画	
	目的	<健全化の方策>	<基本的な取組項目>	<具体的な取組項目>	
まち（市民）・ぎょうせい（市役所）・ひと（職員）	財政危機宣言のもと、厳しい財政状況を早期に克服するとともに、将来を見据えた健全な行財政運営を確立する	3 歳入の確保	(1) 税收等の確保	① 課税客体の的確な把握	43 市税の課税客体把握の徹底
				② 収納率の向上	44 市税の徴収率の向上
			(2) 適正負担の推進	① 使用料・手数料の見直し	45 国民健康保険料の収納率の向上
				② 受益者負担の適正化	46 介護保険料の収納率の向上
		(3) 財産収入の確保	① 遊休財産の有効活用	47 住宅使用料の徴収率の向上	
			② 未利用財産の計画的な処分	48 使用料・手数料の見直し	
		(4) 財源の確保	① 財源の確保	49 行政サービスに対する受益者負担の見直し	
				50 遊休財産の有効活用	
			② 未利用財産の計画的な処分	51 未利用財産の計画的な処分	
				52 未利用財産の計画的な処分（しらさぎ台用地）	
				53 地域再生計画制度・構造改革特区制度等の活用	
				54 財源確保の推進	
	55 広報媒体への民間広告掲載の検討				
	4 行政運営機能の強化	(1) 職員の意識改革、人材の確保・育成	① 職員意識の高揚	56 基金の有効活用	
			② 人材の確保・育成の推進	57 企業誘致の積極的な推進	
		(2) 窓口機能の強化	① 窓口機能の一元化	58 職員の意識改革・体質改善	
			② 窓口サービスの拡大	59 人材育成基本方針の策定	
		(3) 電子自治体の推進	① 情報基盤の整備	60 人事評価制度の確立	
			② 行政手続のオンライン化等の推進	61 職員提案制度の活用	
	③ 情報セキュリティ対策の徹底		62 研修制度の再構築		
5 市民の参画と協働の推進	(1) 積極的な情報公開・説明責任	① 情報公開の推進	63 総合窓口の設置		
		② 説明責任の履行・向上	64 窓口サービスの充実		
	(2) パートナーシップの確立	① 市民と行政の協働エリアの拡大	65 情報基盤整備の推進		
		② 市民参加の環境整備	66 インターネット技術の活用		
		③ 市民リーダーの育成・支援	67 情報セキュリティ対策の充実		
		④ 協働事業の浸透	68 情報公開制度の充実		
		⑤ コミュニティ活動の支援・促進	69 広報活動の充実		
		70 個人情報保護制度の充実			
		71 行政手続条例の適正な運用			
		72 パブリックコメント制度の導入			
73 協働の基本指針の推進					
74 市民参加の仕組みづくり					
75 公園・道路などの公共空間の里親制度（アドプトプログラム）の導入					
76 NPOの育成支援					
77 協働事業の浸透					
78 コミュニティ活動の活性化					
79 職員の地域活動の促進					
5 方策	16 項目	35 項目	79 項目		

2 行財政健全化の取組概要図



資 料

1 アウトソーシング推進に関する基本指針

行財政健全化の大きな柱として、「民間でできるものは民間で」という観点に立ち、アウトソーシング（外部委託等）の推進に積極的に取り組むものとする。このため、労務提供業務、専門的業務に限定せず、行政の総務事務及び定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり総点検を実施し、より一層の効率的で質の高い行政サービスを目指す。

1 アウトソーシングの目的

(1) 効果的・効率的な行政運営

競争原理を活用したアウトソーシングを実施することで、行政運営経費の削減を図る。

(2) 行政資源の重点配分

導入により生み出された貴重な財源を重点施策に配分し、地方分権時代に対応できる地域経営を行う。

(3) 市民満足度の向上

今日の市民ニーズの高度化・多様化に対応可能な、より一層の市民サービスの向上を図る。

(4) 協働によるまちづくりの推進

民間と行政との役割分担の中で、市民の市政への参画機会の拡大・自治意識の高揚を図る。

(5) 人材育成

アウトソーシングの取組みを通じて、市が責任を持って直接実施すべき事業を明確にして、政策立案能力・事務執行能力を充実・強化する。

2 行政と民間との役割

アウトソーシングを推進する上で、行政と民間の役割と責任を明確化するため、互いの役割を概括的に整理する。

(1) 行政の役割

- ① 政策の企画・立案・調整・決定、公権力行使（許認可、処分）に関する事務
- ② 民間が供給できない公益的なサービスで、公平性、公正性、中立性を強く必要とする事務
- ③ 市民生活全般の安定・維持のための基礎的、かつ必需的な事務
- ④ 法令に基づく社会保障など所得再分配的効果を目的とする事務
- ⑤ 民間の育成・誘導、活性化などに関する事務

(2) 民間の役割

- ① 市場の競争性に委ねることで、市民サービスの向上、経費削減が図られる事務
- ② 選択的、付加価値的サービスであり、受益者負担により採算性や収益性の確保が見込まれる事務
- ③ 行政が役割を廃止・縮小することで、市民の自主活動の活性化等が期待できる事務

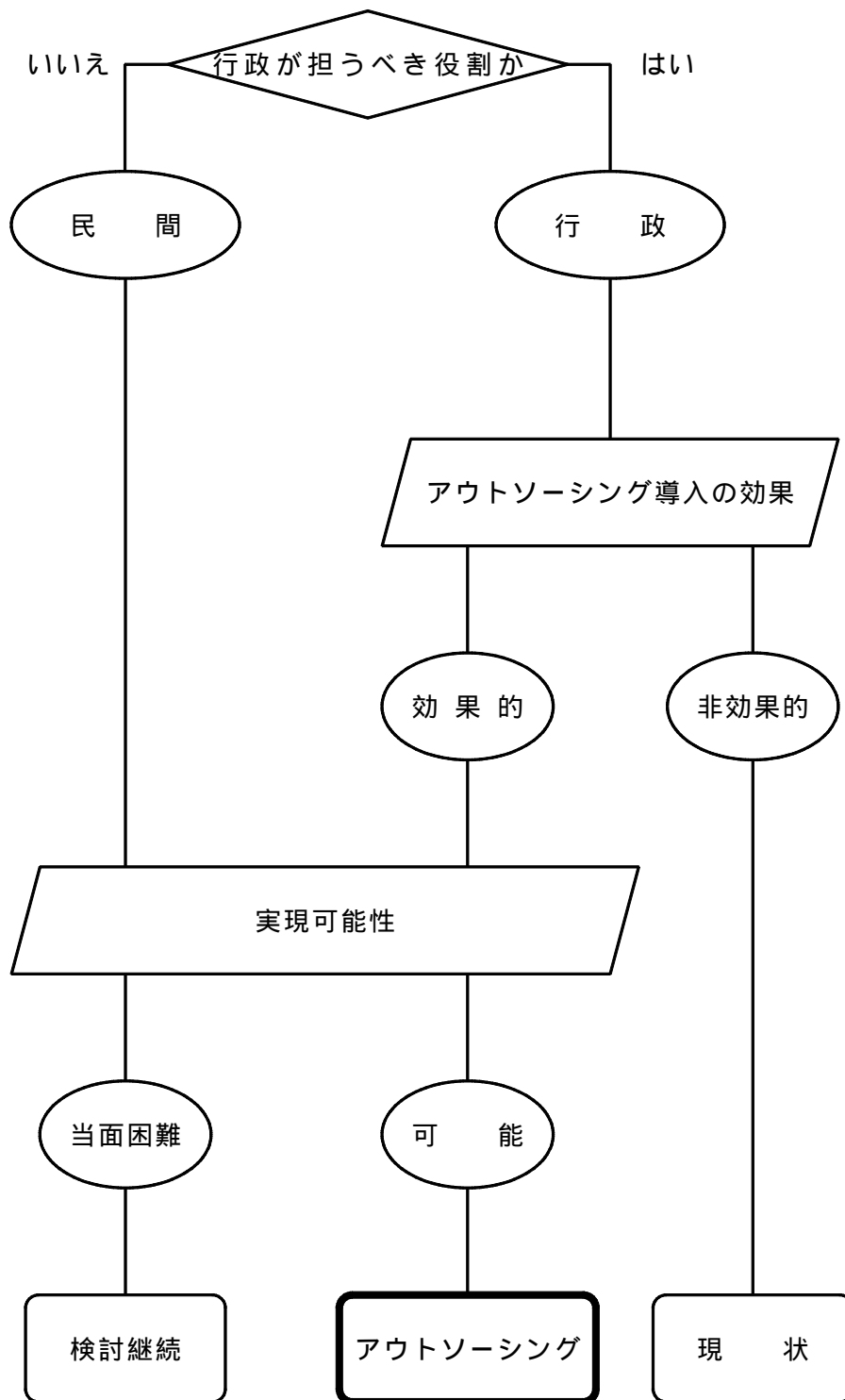
3 アウトソーシングの判断基準

アウトソーシングを行う場合においては、下記の判断項目について、効果を明確化した上で、総合的に実施の適否、実施方法、委託内容等を判断する。

なお、他の自治体においてアウトソーシング実績がある業務については、本市における特別な事情がない限りにおいて実施に向けた検討を行う。

- ① 市民サービスが維持または向上するか
- ② 人件費等の経費の削減になるか
- ③ 事務処理の効率が向上するか
- ④ 外部の専門的知識や技術の活用が図れるか
- ⑤ 自治の振興や市民との協働の強化が図れるか

全体的な流れ図



民間委託

一部業務の民間委託

市民等との協働

⋮

2 施設管理に関する基本指針

1 目的

市が設置する公共施設等について、施設等の設置目的、配置、内容、運営形態等を再検証し、より一層の効果的・効率的な管理運営を図る。

2 方向性の決定

施設等の利用実態、財政効率性等を再検証し、民間活力利用の可能性、市民サービスの向上面、効率性の向上面等の観点から、施設等の方向性を決定する。

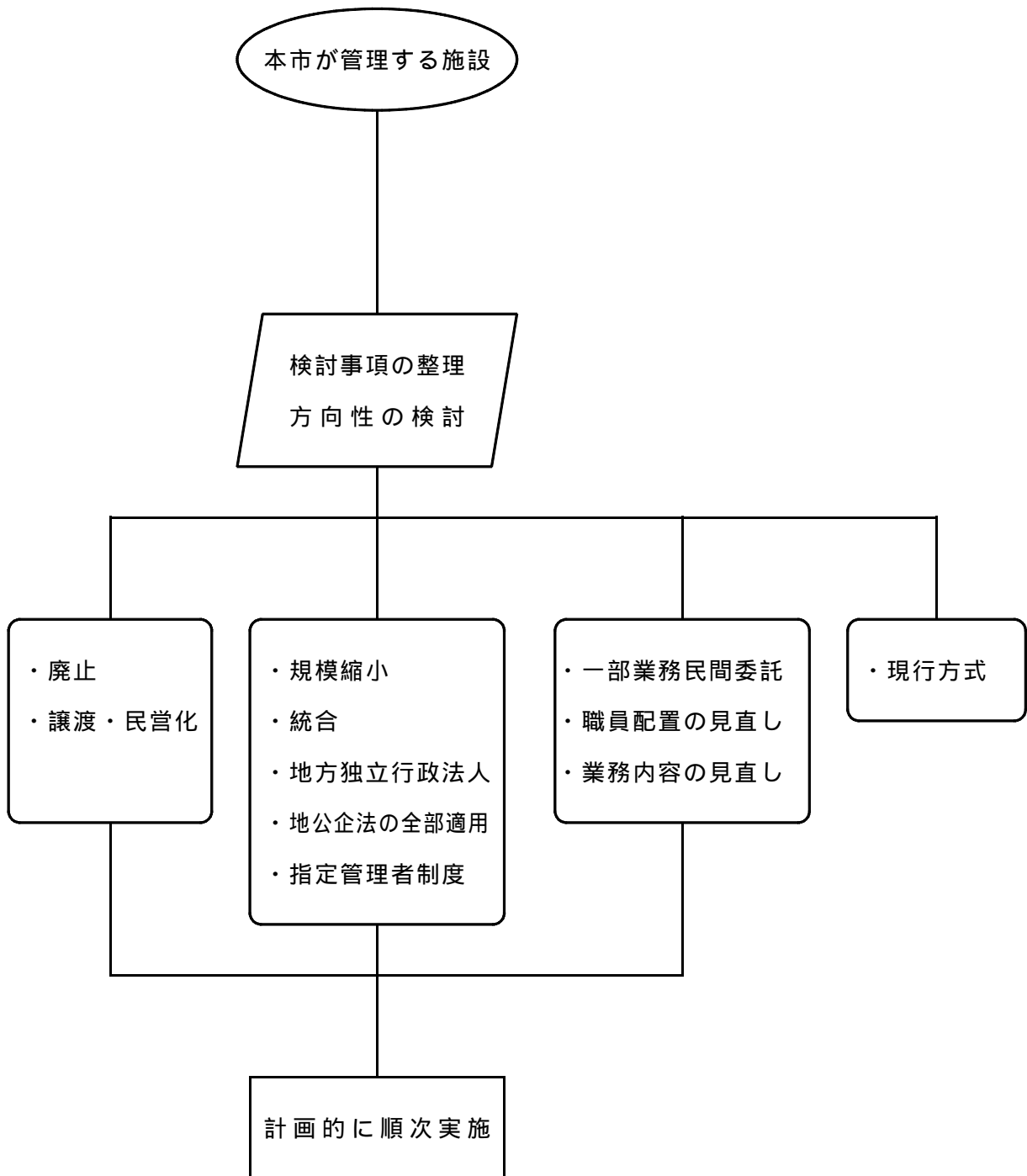
(1) 主な検討事項

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 法令等による規制の内容 | ② 利用実態 |
| ③ 施設機能の活用状況 | ④ 財政効率性、費用対効果 |
| ⑤ 代替施設、代替方法の有無 | ⑥ 民間活力利用の可能性 |
| ⑦ 市民サービスの向上面 | ⑧ 専門性、公平性の確保 |
| ⑨ 受益者負担の適正化 | ⑩ 他都市の状況 |

(2) 施設等の方向性

- | | |
|----------------|----------------|
| ① 廃止 | ② 譲渡・民営化 |
| ③ 規模縮小 | ④ 統合 |
| ⑤ 地方独立行政法人への移行 | ⑥ 地方公営企業法の全部適用 |
| ⑦ 指定管理者制度の適用 | ⑧ 一部業務の民間委託 |
| ⑨ 職員配置の見直し | ⑩ 業務内容の見直し |
| ⑪ 現行の方式 | |

全体的な流れ図



徳島市行財政健全化実施計画2005

発行日 2005年(平成17年)12月

発行 徳島市

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集 総務部 行財政健全推進課

TEL 088-621-5113 FAX 088-654-2116
